

Title	大正デモクラシーの一断面：黎明会の研究
Sub Title	
Author	中村, 勝範(Nakamura, Katsunori)
Publisher	慶應義塾大学法学部
Publication year	1983
Jtitle	慶應義塾創立一二五周年記念論文集：法学部政治学関係 (1983. 10) ,p.3- 23
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Book
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BN01735019-00000002-0003

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

大正デモクラシーの一断面

—黎明会の研究—

中村勝範

- 一 問題の所在
- 二 デモクラシーの自衛
- 三 黎明会の防衛術
- 四 朝鮮民族への温情
- 五 福田徳三の思想の根源

一 問題の所在

大正七（一九一八）年十一月二三日に南明倶楽部においておこなわれた吉野作造と浪人会との立会演説会は、黎明会と新人会を結成させる契機となった。前者は民主的な知識人たちによる思想団体であり、後者は東京帝国大学の学生団体である。⁽¹⁾黎明会は大正七年十二月二三日に結成され、大正九（一九二〇）年八月に解散した。⁽²⁾この間、同会は講演会、例会等を開催し、『黎明講演集』を一〇冊刊行した。黎明会の会員を『黎明講演集』⁽³⁾終刊号に記載されている会員名簿により紹介すると左の四〇名である。途中で入、退会した者はここには記載されていない。

現在会員（イロハ順）

法学博士	今井 嘉幸	法学博士	吉野 作造	法学士	五来 欣造
農学博士	新渡戸稻造		与謝野晶子		小泉 信三
法学博士	穂積 重遠		高橋誠一郎	文学士	阿部 秀助
	堀 光亀	法学博士	左右田喜一郎	文学士	阿部 次郎
法学博士	堀江 帰一		内藤 民治	法学士	麻生 久
文学博士	朝永三十郎		中目 尚義	法学博士	佐々木惣一
文学士	得能 文	医学博士	永井 潜	工学博士	佐野 利器
	富永 徳磨		占部百太郎		三辺 金蔵
	大庭 景秋	法学博士	上田貞次郎	文学士	木村 久一
文学士	大山 郁夫	文学士	内ヶ崎作三郎		北沢新次郎
	大島 正徳	法学博士	内池 廉吉	文学博士	三宅雄二郎
工学博士	大河内正敏	文学博士	桑木 敝翼	法学士	森戸 辰男
法学博士	渡辺 鉄蔵	文学博士	厨川 辰夫		
	川合 貞一	法学博士	福田 徳三		

黎明会は専制主義・保守主義・軍国主義に反対して自由主義・進歩主義・民主主義を宣布することを意図した⁽⁴⁾か、あるいは政治・経済・社会・文化の諸問題について激烈な旧思想攻撃を行なった⁽⁵⁾という記述がある。いずれも、黎明会を詳細に検討した研究論文における記述ではないが、大正デモクラシー研究者として著名な二大家の大

著作の中の記述である。しかしながら、黎明会の会員が主張したことの内容を詳細に検討すると、この会は、保守主義に反対して進歩主義を宣布することの意図を積極的に公然化するほど戦間的な思想団体であったとは思えないし、激烈な旧思想攻撃に終始したラジカルな思想団体であったとも思われない。

黎明会は専制主義、保守主義、軍国主義を容認することはなかったが、これら旧思想を批判する場合、その言葉づかいは慎重であった。黎明会は、自由主義、進歩主義、民主主義を主張する場合、その言葉づかいは慎重であった。黎明会は、新思想を主張するにあたり、新思想が旧思想と対立しないのみではなく、新思想こそ旧思想の精神を忠実に継承するものであるという論法をしばしば用いた。新参の新思想は、土着の旧思想に押し潰されまいとするために慎重、穏当な言辞を選び、嫡子論すら用いた。黎明会は激烈に旧思想を攻撃したというよりも、旧思想からの威圧にいかにも自衛するかというところに苦慮したというのが本稿の仮説である。

(1) われわれは中村勝範・酒井正文「新人会成立の背景」(『法学研究』第五一巻第五号(昭和五三年五月))以降、数篇の新人会に関する研究論文を発表してきた。黎明会は人脈的にも思想的にも新人会と相通するものがあつたから、黎明会の研究は新人会を側面から見ることもなる。

(2) 黎明会の成立経過については伊藤隆『大正期「革新」の成立』(昭和五三年二月十日 塙書房) 所収「黎明会」と「解放」及び住谷悦治・山口光朝・小山仁示・浅田光輝・小山弘健編『講座日本社会思想史2・大正デモクラシーの思想』(昭和四二年一月一日 芳賀書房) 所収の住谷悦治論文「民本主義思想の浸透——吉野作造・福田徳三・黎明会——」に叙述されており、活動内容の紹介は前掲住谷論文によるとよく、会員の紹介については伊藤論文に苦心の一覧表が掲げられている。なお本稿中、黎明会当時の会員の現職は伊藤論文に負った。

(3) 最終刊号(第二巻第四号)が発行された日附は大正九年四月一日になっている。

(4) 信夫清三郎『大正デモクラシー史』(昭和四三年一月二〇日 第二版(合冊本) 日本評論社) 四九四頁。

(5) 松尾尊允『大正デモクラシーの研究』(一九六八年六月一日 再版 青木書店) 二九六頁。

黎明会は専制主義・保守主義・軍国主義に反対して自由主義・進歩主義・民主主義を宣布することを意図したという解説は、黎明会を創立するために会合した福田徳三、吉野作造、今井嘉幸、内藤民治、麻生久、滝田哲太郎、中目尚義の間で相談され、採択、発送された黎明会への勧誘状の冒頭の部分にあたる「申すまでもなく今回の戦争は、専制主義、保守主義、軍国主義に対する、自由主義、進歩主義、民本主義の戦争でありまして云々⁽¹⁾」という文字を早合点したのである。専制主義・保守主義・軍国主義に対する自由主義・進歩主義・民本主義の戦争は、過ぐる世界大戦がそうであったというのであって、黎明会がそのようなたかいたか積極的に推進していくことを宣布していたわけではない。

黎明会は政治・経済・社会・文化の諸問題について激的な旧思想攻撃を行なったと解説した者は、黎明会の発した大綱中第二項の「二、世界の大大勢に逆行する危険なる頑冥思想を撲滅すること」という字句に幻惑されたのであろう。黎明会は激烈に旧思想を攻撃することよりも、黎明会の立脚点である自由主義、進歩主義、民主主義を防衛することの方に力を注いだことは黎明会成立の背景を考えれば理解できることである。

(一) 黎明会は、吉野作造対浪人会の立会演説会を契機に生まれたものであるが、浪人会は玄洋社、黒龍会と共に軍部の力を背景に明治から大正にかけて進歩的思想家・団体を恐怖せしめた団体としてなりひびいていた。浪人会は大正デモクラシーの風潮への反対行動で名をとどろかせ、同会と同系の団体は大阪朝日新聞社を攻撃し、村山龍平社長に暴行脅迫を加え、鳥居素川、長谷川如是閑、大山郁夫らを退社せしめた。攻撃されていたのはデモクラシーの側であった。

(二) 大阪朝日新聞社事件までデモクラシーの提灯持ちをした諸新聞と学者達は、事件以後、縮み上ってしまい、かれらは一夜にして変節した⁽³⁾。この時、吉野作造は民本主義を説きつづけていた。浪人会の攻撃目標は、吉野に集中した。この結果が立会演説会である。立会演説会は、吉野にとり専守防衛戦であって、攻撃戦ではなかった。

(三) 吉野対浪人会の立会演説会は、吉野の勝利であったとされている。例えば、浪人会側の怒号的演説に対し、吉野は冷静に、理論的に論理を進め、浪人会一派の暴力をもって思想を圧迫しようとする態度を痛烈に駁論し、会場の内外の群衆は相呼応して吉野を声援し、浪人会を完全に圧倒した⁽⁴⁾とか、浪人会の粗雑な反動的・国粹的駁撃の論難は、吉野の整然たる鋭い論理的追及・逆襲に敵すべきもなく、かれの一言一句は聴衆の熱狂的拍手によりその勝利を実証した。堂々と会場をひきあげた吉野は、街頭の群衆によりデモクラシー万歳の凱歌を挙げてとりまかれ、胴上げされた。この日こそ、大正デモクラシーの公然たる勝利の記念日というべきである⁽⁵⁾、という叙述がある。字句表現には多少の相違はあっても、立会演説会の勝者は吉野であったとするのが定説である。しかし、本稿の筆者は、この定説にかねがね疑問を懐いているものである。理由を簡単に挙げる。

(A) 常識から生ずる疑問

① 浪人会が完全に圧倒され、大正デモクラシーの公然たる勝利で結末がついたならば、なぜ昭和期に至り軍国主義、反民主主義がわが国を支配したのであるうか。

② 吉野の整然とした論理が、壇上における雑駁な浪人会の主張を圧倒することはあったかもしれない。しかしながら、吉野作造の主張が、いかに冷静で論理的であったにしても、ただ一回の立会演説会の成功により、大正デモクラシーを勝利せしめ得るほど、頑冥派は脆弱であったのであろうか。一回の立会演説会で獲得した大正デモクラシーの勝利は、日の出の前の朝霧のように淡いものにすぎないと思うがどうか。

(B) 資料上から生ずる疑問

① 吉野勝利説の通説は、吉野を弁護する資料にのみ依拠していた。しかし、近年、吉野は浪人会と妥協した点もあり、決して吉野の一方的勝利ではなかったとする研究が誠実な学究により発表された。⁽⁶⁾

② 吉野と浪人会の間に妥協があったことは吉野自身が半世紀以上前(昭和七(一九三二)年)に自ら洩らしていた。すなわち、吉野は、立会演説会の終演に近い時点において、つぎのような妥協が浪人会との間にあったことを書き留めている。「最後の田中舎身居士の演説半ばに控室に私を呼んで妥協を提議し、無事散会の為の声明書を書いて示されたのは福本日南氏である」と。⁽⁷⁾

③ かりに吉野の勝利であっても、それはフェアな条件下の勝利ではない。会場内を埋めつくし、会場外にあふれている聴衆の圧倒的多数は、吉野を支持するために動員された学生、労働組合員であった。⁽⁸⁾ かれらは会場に参集する前から浪人会を葬り、吉野支持の目的で動員されていた。こうした雰囲気の中では、自由なる言論を行使できないのは吉野ではなく、むしろ浪人会である。⁽⁹⁾ 吉野は自分の支持者により十重二十重に囲まれた会場であったがために勝者となれたとしても、支持者の稀薄な日本の国家社会全体に勝利を拡大することができたであろうか。国家社会全体への勝利を拡大することなしに、大正デモクラシーの勝利はない。

以上により、立会演説会における吉野勝利説への疑問を一応結びたい。総括して、吉野は大正デモクラシーの公然たる勝利者になったのではないし、一浪人会とのたたかいかいにおいても真の言論による勝利者でもなかったのではないかという疑問を呈しておこう。

④ 黎明会が自己の立脚点を専守防衛にもっとも力を注いだことは、吉野自身が証明している。黎明会結成のため福田徳三と吉野作造の最後の申合せにおいて福田は吉野に率直に述べた。⁽¹⁰⁾

① 吉野のお蔭で反動団体は一寸鳴りを鎮めた形であるが、これには官憲の見えざる援助もあってなかなか根強いものと観なければならぬ。そこでせめて君が闘い取った第一線だけは我々共同の力で防衛せねばならない。この意味で黎明会をつくらう。

② 私恩を売るのではないが、斯くして同時にとかく物議にのぼる君の一身を擁護し得るといふ点に僕は格別の熱情を感じる。

③ 社会主義者の連中は我々を第一線に立て自分達はその蔭の安全地帯にかくれて将来の計を為さんとして居るように見える。(以下要約)社会主義者を入会せしむることは、徒らに官憲に不当弾圧の口実を与ふことになるから、札付きの社会主義者の入会は断乎拒否することにしよう。

④ いつまでも啓蒙運動に没頭するのも本意ではない。やがて運動の分化を必要とする時代が来るだろう。その時は黎明会の目的を達成した時であるから未練なく解消しよう(要約)。

吉野は、福田との黎明会の主意についての申合せは誠実に貫いたことは世間でも認めるところであると自ら記述している。この場合、黎明会の主意のうち最重要点は、吉野が護持した線を共同の力で防衛することであると確認していた。吉野、福田らが立脚している線を防衛しようというのであり、その線より前進し敵陣に攻撃をかけようという戦闘意識に燃えていたのではない。とかく物議にのぼる吉野の一身を擁護するという点に格別の熱情を感じるとした福田は、数箇月後に、自分は吉野と意見を異にする点が非常に多いが、吉野があまりにも苛められ過ぎ、吉野を国賊などと怪しからぬことをいう者がいても官憲が不問に附している、自分はそのことに憤るものである、とも書いた。吉野を擁護し、苛められ過ぎている吉野に同情するということは、とりもなおさず吉野を防

衛し、吉野を防衛することにより吉野の後尾に附している福田以下大正デモクラットを自衛するということであった。黎明会のリーダーであった福田徳三⁽¹²⁾は、旧思想を攻撃するためではなく、大正デモクラットの立脚点を自衛するために黎明会を結成した。

(四) 黎明会を結成しようという相談会の後に発送された勧誘状もまた、城を固く守るという姿勢のものであって、城から出て敵に攻勢を加えるというものではない。勧誘状は、前述の通り、過ぎし、世界大戦につき、これは専制主義、保守主義、軍国主義に対する自由主義、進歩主義、民本主義のたたかいであったとするが、わが国の過去、現在、未来が、このような状態であったとか、現状がそうであるとか、未来はそうになるとは述べていない。わが国の現状に関し、勧誘状は、希望を語らず、危険の徴候があると記述する。すなわち、「我社会の一部に在っては、却って此世界的大勢に逆行する危険なる、保守頑冥なる、専制主義讚美者、軍国主義の渴仰者がありまして、多数国民の切実に要求する、言論思想の自由を蔑視し、敢て不理不法なる圧迫を試みんとするの徴候が歴然として居る」、もし彼等を放任看過するならば、仮令一時的なりとはいえ国民生活の逆転を来し、世界の趨勢に對して後れをとる虞れがあることを痛感する、時機は一日も早きを要すると思う、とあった。危機意識の深刻な表現であり、降りかかる火の粉をいかにして防ぐかという点に問題が集中されている。

(六) 吉野作造は黎明会としての思索立論の根柢をしめた中において、同会は積極的文化運動はしないと明言した。黎明会は左の三箇条からなる大綱を掲げてスタートしていた。

大綱

- 一、日本の國本を学理的に闡明し、世界人文の發達に於ける日本の使命を發揮すること
- 二、世界の太勢に逆行する危険なる頑冥思想を撲滅すること

三、戦後世界の新趨勢に順応し、国民生活の安固充実を促進すること

この大綱を文字通り解釈すると神国日本論への挑戦、旧思想にたいする激烈な攻撃、不公平社会の徹底的改造等という積極的行動を目標とする団体であるかのように考えられよう。しかしながら、吉野は、右三箇条の大綱を行動・運動の基準とするものではなく、黎明会の会員の思索立論の根拠とするのだ、と念をいれて解説する。思索立論の根拠にするということは、この根拠により物を考え、議論を立てるということに過ぎないのであって、三箇条にそった積極的行動を展開するというものではなかった。こういう「物の考え方」、こういう「議論の立て方」により、さらに進んで日本の前途に向っていかなる目標を持つべきかという積極的結論については会員間に一致した意見もなく、したがって会員が一致した行動をとるということはない。すなわち、積極的文化運動をするということとはほとんどない。しかしながら、黎明会の思索立論の根拠に反対、逆行する思想には一斉にこれに対抗することすなわち、三箇条の線から後ろを向いた時は力を協せてこれと戦うが、それから先は各人が銘々自己の信ずるところに向って進む、と述べた。黎明会は、頑冥思想におそわれた場合には必死に抵抗するが、デモクラシーを積極的に拡大する仕事を企図して組織されたものではなく、ひよわなデモクラシーを専守防衛するという目的により結成された。黎明会は専制主義・保守主義・軍国主義に反対して自由主義・進歩主義・民主主義を宣布する意図から組織されたものではないし、政治・経済・社会・文化の諸問題について激烈な旧思想攻撃を行なう組織でもなかった。

- (1) 『黎明会記録』(『黎明講演集』第一巻第四輯 大正八年六月一日 六七頁)。
- (2) 前掲住谷「民本主義思想の浸透」、前掲書一一九頁。
- (3) 菊川忠雄『学生社会運動史』(昭和六年十月一日 中央公論社) 四七頁。
- (4) 『麻生久伝』(昭和三年八月一日 麻生久伝刊行委員会) 九四頁。
- (5) 前掲住谷論文、前掲書一二二頁。

(6) 榮沢幸一著『大正デモクラシー期の政治思想』(一九八一年九月二日 研文出版) 三二—三二六頁。

(7) 吉野作造『日本学生運動史』(岩波講座「教育科学」昭和七年十二月二〇日) 二九頁。

(8) 浪人会は、吉野をつぶそうという意気込みで南明倶楽部に乗り込んできたが、「ところが意外なことに会場内には吉野先生を守るためにかけつけた人が大勢いるし、会場にはいりきれず、外で会場を取巻いている者も大勢いて歓声をあげているので、彼らも面くらったに違いない。やっではみたものの、ヤジられるし、瘦軀ツルのごとき吉野先生が、興奮せずにじゅんじゅんと説かれる論理に圧倒され、ついにはパンザイ、パンザイになってしまった」(平記念事業会編『平貞蔵の生涯』昭和五年五月二八日) 八九頁。なお引用は平貞蔵が生前に口述したものである。

(9) 右の平貞蔵の口述の中にも、浪人会が圧倒的吉野支持者の中で威圧されていることがうかがえるが、嘉治隆一は大衆から心理的圧迫を受けていた浪人会をつぎのようにつたえている。すなわち、「浪人が演壇の囲りに立ち吉野さんを囲んで脅迫した。言論に対して圧迫するかといったら浪人は、吉野先生は外から労働者や学生を十重二十重に集めてわれわれを圧迫するではないかといっていたそうです」(日本における自由のための闘い・吉野作造) 世界 昭和三〇年四月号 一〇六頁。

(10) 前掲吉野論文「日本学生運動史」、前掲書三〇—三二頁。

(11) 福田徳三「如何に改造するか——吉野博士に答う——」『黎明講演集』第一卷第三輯 大正八年五月一日(に後記された「附言」。附言の末尾に「八・四・一〇認む」と加記した日を明記している。

(12) 社会思想社編『社会科学大辞典』(改造社 昭和五年五月十五日)の中の「黎明会」は吉野作造が執筆したものであるが、そこには「あの会(黎明会のこと——中村)をリードしたのは福田博士であり、黎明会と云う名も同博士の命名にかかものである」(上記書 一一〇—一一一頁)とある。

(13) 前掲「黎明会記録」(前掲書 六八頁)。

(14) 吉野作造「開会の辞」(『黎明講演集』第一卷第一輯 大正八年三月一日 一三頁)。黎明会の第一回講演会(大正八年一月十八日)において述べられたものである。

三 黎明会の防衛術

黎明会が創立される二、三年前までのわが国は、デモクラシーという文字を使用することが不都合千万とされていた。しかし、黎明会は、デモクラチックの精神という文字が使用されるようになり、普通選挙制度につき論じら

れるだけにとどまらず、その採用を要求する運動すら出現した状況⁽¹⁾において創立された。デモクラシーの曙光はたしかに射しこんだが、反動を生まない動は存在しない。大阪朝日新聞社事件、吉野対浪人会立会演説会等は、動に対する反動であった。

普通選挙制度を論ずることが可能になり、普選運動が出現したからとはいえ、普通選挙制度は共和国のものであり、君主国日本の国体には合致しないという非難が消えたわけではない。衆議院議員にして普選運動家として著名であった今井嘉幸は、普選は国体に反すという非難に対し、つぎのように普通選挙制度弁護論を展開した。

すなわち、普通選挙制度は君主共和という国体問題とは全然関係がない。なぜならばフランス、アメリカのような共和国のみならず、イギリス、イタリヤ、ベルギー、戦前のドイツ並びにオーストリーのような君主国でもまた普通選挙制度がおこなわれている。「日本は君主国である。而して其の国体の主義は必ずしも歐羅巴諸国の君主国体のそれとは一致しないかも知れないけれども、併し普通選挙と云うものは国民中大多数の人を政治に参与せしむると云うことに過ぎぬ。而うして斯くの如き政治の参与も主権の所在を動かすことにはならぬ⁽²⁾」、このことは戸主が自己の考のみで家政を行ってもよいが、場合により妻子に相談をして家のことを処理しても戸主は戸主であつて家長たる値打ちを失わないと同様である、否、妻子に相談した方が家庭の円満を計る途であるように、多数の人民に政治を謀ることこそ立憲君主制の精神にそうものである、とした。普通選挙制度は国体に反するといふ非難に対し、今井は、この制度を採用したからとて、①主権の所在を動かすことにはならないだけでなく、むしろこの制度の採用により②立憲君主制の精神にそうことになるという二面論を展開することにより、頑冥派からの国体違反論を避けようとした。

普通選挙制度論は天賦人權説に由来する、天賦人權説はわが国体に反するという説があった。これにたいし、今

井はつぎのように弁明した。普通選挙制度は、なに人にも選挙権を附与しようというものではない、多数の国では普通選挙制度の下においても婦女子には選挙権を与えず、幼者並に瘋癲白痴にはいかなる国でも選挙権を与えない。天賦人權説により考えた場合、これらの者にも選挙権を与えるか、少なくとも法定代理を許さなくてはならぬはずであるが、すべて否認されている。以上の理由から、普通選挙制度は天賦人權説に基づかないものである、と強調した。婦女子、未成年者、心身障害者を無権利者にしていけると声をあげて説くことにより、頑冥派からの攻撃を避けようとした。今井は、普通選挙制度を実現することは天皇の主権を制限することになり、国民の権利を伸長することになるとは絶対にいわなかった。普通選挙制度は、いかなる点から考察しても国体には反することはないのみならず、逆に立憲君主制の精神を發揚することになると説明した。すなわち、今井の普通選挙制度論は、旧思想を激烈に批判するものでは全然なく、新制度がわが国の国体にそうものであるという弁護・自衛論であった。

デモクラチックな新制度が国体に反しないのみならず、新制度こそ国体をいやが上にも發揚させるという論法を用いたのは今井だけではない。大島正徳東京帝大文化大学助教授は、デモクラシーの思想そのものが、わが国の国体に背くものではないという説明として、つぎのような議論があるとした。大島自身が、かく信じ、かく思うというのではなく、世間にはこのような議論があるという形で挙げた。

① 明治二二年以来、立憲政治が行なわれているというところの中に、民本的思想、世論政治の觀念が含まれている

② 五箇条の誓文、歴聖の詔勅の中にも民本的思想が含まれている

③ 神代の時代の昔には総て挙国一致的であった。「天照大神が天の窟戸に神隠れされた時に其の窟屋の前で神々が大勢して踊り立たれた、それが為に謂わば八百万神の民衆の様子を見られんとして、遂に天の窟戸を御開けになつたと言われて居るが、是れ即ち民意尊重の主義であるというのである」⁽³⁾

大島はここにおいてデモクラシーの思想は、わが国の明治憲法、五箇条の誓文、歴代天皇の詔勅、神代時代の天の窟戸の古事の中に存在しているものであるから、それは、わが国の国体と矛盾するものではないという議論を掲げる。大島自身は、これらの議論に関し賛成であるか、あるいは反対であるかはしめさない。しかしながら、これらの議論を掲げることにより、大島自身が説くデモクラシーへの頑冥派からの攻撃を防禦しようとする意図がなかったとはいえない。大島は、頑冥派のふりかざす「国体」という武器をとりあげた。しかし、その武器を頑冥派の胸に擬するというのではなく、デモクラットの頭上に降りかかる火の粉を避けるための避雷針にしようとした。

頑冥派の火の粉は、デモクラシーの訳語である「民本主義」という字句にたいしてすら降りかかってきた。日本において民本というのはよろしくない、君本というべきであるという非難が、有名な文学博士から民本主義の鼓吹者である吉野にあった。浪人会が吉野と立会演説会をおこなった時、その中の一人が君本という言葉をくり返し使用し、民本主義とは平民の側から権利を要求することであるから、君主国においては許すべからざることである、と非難した。民本主義を唱導する吉野を天皇の存在を否定する共和主義者とする者もいた。⁽⁴⁾ いずれも、吉野をもつて国体に背く者と非難するのである。

吉野は、民本主義という文字が国体に反するという非難にたいし、二個の側面から弁明した。第一の弁明は、理論上からするものであった。わが国の国体を説明するのであれば君本で宜い、慥かに民本ではいけない、しかし自分分は民本主義を国体の説明として使用していない、主権の運用の説明としては広く権利を人民に附与する方が宜しいという意味で民本主義という文字を使用する。君本主義と民本主義とは対立するものではないと説いた。⁽⁵⁾ それより早く、吉野は、デモクラシーの用語には、一、主権の所在に関するもの、二、主権運用の方法に関するもの、という二個の異った内容があるとしていた。一を民主主義、二を民本主義とよび、吉野が民本主義の語を用いる時

は「主権運用の方法に関する説明」の場合にのみ使用するとした⁽⁶⁾。つまり、吉野が民本主義なる語を用いる時には、主権の所在については全く問わないのであるから、天皇に主権が存在するか、人民主権をどう考えるかということは完全に避けて通ることが可能である。しかも吉野は、政権運用の終局の目的は一般民衆のためにあるべきことと、政権運用の終局の決定を一般民衆の意向に置くべきことを要求した民本主義理論を展開していた⁽⁷⁾。総じて吉野が民本主義という場合、主権の所在については無関係という大前提の上に立ち、主権運用の終局的の目的が一般民衆のためにあるべきこと、主権運用の終局の決定を一般民衆の意向に置くべきことを目ざそうというのであった。吉野は用心深く天皇主権論に触れることを避け、国民の利福及び民意の尊重だけを説いたのであるが、有名文学博士、国粹団体、投書、新聞等により、民本主義という用語が国体に反すると非難された。これらの非難にたいし、吉野は、民本主義は国体を説明するものではないのだ、国体を説明する場合には君本でなくてはならないと弁明したところに注意したい。吉野は、共和主義者なり、国体に背く者なりと非難された時、吉野は自分が天皇主権論を否定するものではないことを証明して頑冥派の攻撃を避けたのである。

民本主義という用語は国体に反するという非難にたいし、吉野はその造語者は自分ではない、自分はその用語の借用者であると弁明した。これが第二の弁明である。民本主義という言葉は、吉野が拵えたものであるという説があったが、吉野は、これにたいし、自分は造語者ではない、上杉慎吉、茅原華山、黒岩涙香の三人のうち、いずれかが造語者であって、吉野は借用者であると弁解した⁽⁸⁾。民本主義とは平民の側から権利を要求することであるから、かかる訳語を造った吉野は許し難いという頑冥派からの非難にたいし、吉野は君主主権論者の上杉慎吉をまづ挙げ、上杉こそ民本主義の造語者は自分であると言明し、自らひろめたと述べているとした。茅原華山、黒岩涙香は君主主権論者ではなくとも、吉野造語犯人説にたいする反証にはなる。上杉慎吉こそ民本主義の造語者である

という弁明は、毒を以て毒を制する式の意図的なものではないにしても、吉野は民本主義の造語者であるがゆえに共和主義者なりと非難する頑冥派への強力な楯になる。

普通選挙制度、デモクラシー思想、民本主義という訳語等につき、国体違反論が続出した。黎明会は上記の制度、思想の鼓吹者より成っていたから旧思想からの激烈な攻撃を受けた。黎明会は旧思想からの攻撃にたいし、専守防衛に徹し、旧思想を激しく攻撃するようなことはなかった。黎明会が旧思想から攻撃された時、自己を守る方便として多用した防衛法は、旧思想の傘をさし、そこへ身を避けることであった。

- (1) 大島正徳「輿論の人格的基礎」(『黎明講演集』第一卷第三輯 大正八年五月一日 四八頁)。
- (2) 今井嘉幸「頑冥者流より見たる普通選挙」(前掲『黎明講演集』第一卷第一輯 五〇頁)。
- (3) 前掲大島正徳「輿論の人格的基礎」(前掲同書 五二頁)。
- (4) 吉野作造「支那問題に就いて」(前掲『黎明講演集』第一卷第四輯 四八―五一頁)。
- (5) 右同(右同書 五一―二頁)。
- (6) 吉野作造「民本主義の意義を説いて再び憲政有終の美を済すの途を論ず」(『中央公論』大正七年一月号)。
- (7) 吉野作造「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」(『中央公論』大正五年一月号)。
- (8) 前掲吉野作造「支那問題について」(前掲書 五〇―五一頁)。

四 朝鮮民族への温情

『黎明講演集』(十冊)中、比較的頑冥思想との妥協がなく、正面から斬りこんでいる講演として左の数篇が印象に残る。

森戸辰男「労働者問題の解決と経済的挙国一致」⁽¹⁾は、労働者の生存権及び労働組合を承認せよというものである。ここには旧思想との妥協はないが、これは森戸の立論が大胆(至極であった)ということではなく、この問題が論

じられた大正八年三月下旬という時期が、労働問題をかかなり大胆に論ずることが可能であったということである。この年のわが国における労働争議件数及び参加人員は戦前の最高の記録をしめした。こうした社会情勢を反映し、国際労働会議問題に多くの紙面を費した⁽²⁾ものや、「治安警察法第十七条研究号」⁽³⁾は、旧思想を援用することにより、新思想を正当化するという箇所が比較的少ない。牧野英一「治安警察法第十七条」⁽⁴⁾もまた右に指摘したと同様な情況の中にあつて、労働者の団結権、ストライキ権の獲得の歴史を伝、日、独国を対象に掘り下げた力作である。牧野もまた旧思想に依存することなく、新思想だけを武器に治安警察法第十七条を廃止すべき理由を説いた。労働問題は、国体にかかわる問題より、はるかに論じやすい状況にあつた。軍縮問題もまた論じやすかつた。渡辺鉄藏「軍備と文化」⁽⁵⁾は軍備全廃、徴兵制撤廃はありえないとしつつ、しかし軍縮は実現すべきだとする主張であつた。軍隊内での人格を認めるべきだとし、軍人政治の危険は避けなくてはならないともしていた。大戦後の平和ムードの中であつたからこそ、旧思想を援用することなしに軍縮問題を論ずることが可能であつた。

黎明会の活動期に三・一運動（万歳事件 大正八（一九一九）年三月一日）が起つた。これにたいし黎明会は「朝鮮問題の研究」と称する講演会を開催し、その講演を機関誌に特集した⁽⁶⁾。この講演会に出演した論者における新・旧思想を検討しよう。

吉野作造は朝鮮統治に関する四提案をしている。一、朝鮮人に対する差別的待遇の撤廃、二、武人政治の撤廃、三、不徹底なる同化政策の放棄、四、言論の自由の容認がそれである⁽⁷⁾が、そこには朝鮮の独立を承認せよという主張はない。朝鮮の惨状を語ることの幅と深さにおいて、吉野は弁士中群を抜くものを有していたが、多弁な割り合いには核心を衝けずに終始している。石橋湛山は黎明会のメンバーではなく、したがってこの講演会には出演していないが、吉野のこの講演より二箇月前に、吉野が用いた字句の十分の一程度の分量内において、朝鮮問題の本質

を括っていた。すなわち、石橋は、「朝鮮人も一民族である。(中略)多年彼等の独立の歴史をもつて居る。衷心から日本の属国たるを喜ぶ鮮人は恐らく一人もなからう。故に鮮人は結局其独立を回復する迄、我統治に対して反抗を継続するは勿論、而かも鮮人の知識の発達、自覚の増進に比例して其反抗は愈よ強烈を加うるに相違ない(中略)故に鮮人は日本統治の下に如何なる善政に浴しても、決して満足すべき筈はない。故に彼等は彼等の独立自治を得る迄は断じて反抗を止めるものではない。(中略)長いものには巻かれろで、鮮人は止むなく屈従を装うも、心中では『今に見よ』と叫びつつ隠忍しつつあるの状、想像し得て余りある」と記述していた。吉野が言及できなかった朝鮮の独立に石橋は言及していた。吉野は不特定多数の聴衆を直接対象にし、石橋は高度な経済専門雑誌に執筆するという場の違いが、発言の違いを生んだのであろう。吉野にしても、それより約三年前、満洲、朝鮮を初めて旅行した後に執筆した旅行記中に、異民族統治の理想はその民族としての独立を尊重するところにある、と朝鮮問題を論じたことがあった。⁽⁹⁾しかし、この講演では朝鮮の惨状に同情はしたが、朝鮮民族の独立を容認せよとはいわなかった。多弁を用いて朝鮮民族への温情は説いたが、朝鮮支配の思想を激烈に攻撃するようなことはなかった。

慶應義塾大学教授阿部秀助は、民族的調和を説くが、朝鮮独立論には公然反対した⁽¹⁰⁾。麻生久は熱弁をもって朝鮮人の悲惨を語り、温情を説いたが、それ以上は出なかった。早稲田大学教授内ヶ崎作三郎は、朝鮮の惨状は日韓合併の勅語の精神に反するという論法に依りつつ、弁士中では唯一人「将来朝鮮の独立するに足る実力を具備せんことを希望する」という言葉において、朝鮮の独立に言及した。⁽¹²⁾福田徳三は、日本国民であるとされている二千万朝鮮人を苦しめていることは、日本の国体の要求するところではない、日本の国体を危くするものであるから国体を擁護しなくてはならぬというのであれば、それは所謂危険思想に対してではなく、朝鮮における日本の数々の罪悪である。「日本の国体が金甌無欠であるとするならば、此金甌無欠の国の体面に大變な汚点を与えたものは朝

鮮に於ける日本の数々の失敗、数々の過、数々の犯罪であります⁽¹³⁾とはいう。わが国の朝鮮への犯罪的統治に憤激するが、金甌無欠の国体論に論拠を置くかぎり、朝鮮の独立という思考は福田の頭脳には登場しない。福田の提案した朝鮮改良の方途は、一、武人政治をやめること、二、朝鮮に憲法を布き、国会を設ける、というものである。

三・一運動に直面し、黎明会がただちに朝鮮問題に関する講演会を開催し、機関誌に朝鮮問題の特集をしたのは進取的であったが、発言の内容は朝鮮民族にたいする温情を説く域を出なかつた。

- (1) 前掲『黎明講演集』第一卷第三輯。
- (2) 『黎明講演集』第二卷第二輯 大正八年十月一日発行。
- (3) 『黎明講演集』第二卷第三輯 大正八年十二月一月発行。
- (4) 『黎明講演集』第一卷第五輯 大正八年七月一日発行。牧野論文は大正八年三月一九日の黎明会集会の席上で講演されたものであり、東京日々新聞、大阪毎日新聞、『法学志林』にも連載されたものであると牧野自身が冒頭に註を入れている。
- (5) 右同『黎明講演集』第一卷第五輯。
- (6) 大正八年六月二五日、黎明会は第六回講演会を「朝鮮問題の研究」と銘うち開催した。この時の講演が、『黎明講演集』第一卷第六輯（大正八年八月一日発行）の「朝鮮問題号」となった。
- (7) 吉野作造「朝鮮統治の改革に関する最小限度の要求」（前掲『黎明講演集』第一卷第六輯）。
- (8) 石橋湛山「鮮人暴動に対する理解」（東洋経済新報 大正八年五月一五日号社説、『石橋湛山全集第三卷』〈東洋経済新報 昭和四六年四月一日〉七八―七九頁）。
- (9) 吉野作造「滿韓を視察して」（中央公論 大正五年五月号 二九―三〇頁）。
- (10) 阿部秀助「継母根性を去れ」（前掲『黎明講演集』第一卷第六輯）。
- (11) 麻生久「自ら良心にかえれ」（右同）。
- (12) 内ヶ崎作三郎「朝鮮問題の背景としての形式主義」（右同）。
- (13) 福田徳三「朝鮮は軍閥の私有物に非ず」（右同）。

五 福田徳三の思想の根源

福田徳三は金甌無欠の国体論を援用することにより朝鮮改良を力説した。この国体論はその場かぎりの便法として使用したのではない。福田の思想の根源には、金甌無欠の国体論が自生の思想として存在した。

福田は吉野と並ぶ黎明会における二大支柱的人物である。福田が黎明会の第一回講演会出演にあたり掲げた演題が「国本は動かす」であった。この演題が福田自身が決めたものであれ、黎明会の打ち合せ会により定められたものであれ、象徴的である。黎明会の旗上げは、国体に背くものではないということを鮮明にしながらはスタートできなかつたということである。さらにこの場合、国体は変化してはならないということ⁽¹⁾を熱誠をもって論ずることができた者は福田であつたということである。

福田は「国本は動かす」の冒頭において、デモクラシー、民主主義、民本主義の思想は、日本の国体を危くする危険思想ではないかと考える者があるが、心配は無用である、という。なぜならば、日本が進歩に向うかぎり新しい思想は必ず起る、新しい思想が起る度に擁護しなければならぬような国体であるならば、その国体は甚だ不安であるというべきである。一般物価の騰貴のため生活が脅かされている人は多いが、その不安動揺と国体とは無関係であるように、デモクラシー、社会主義が起つてきても、わが国体は心配がない。新思想が新陳代謝しても、「日本は君主国である」と言うことは建國以来少しも易らない⁽²⁾と福田は考える。福田は別の箇所⁽³⁾で、日本の国本というものは、わわれれ日本人は君主国の民であるということを誇りとして⁽²⁾いることである、とも語つた。福田は、「日本人として考える」という言葉をしばしば使用するが、そのことの意味は、日本は君主国であり、日本人は君主国民であるという自覚の上に思慮することであつた。デモクラシー、ソシアリズム、ボルシェヴィズムの思想⁽³⁾の

抱懐者が国中においても、それらの人間が日本人として考えるかぎり、日本の国体は動かない、君主国は変らないとした。デモクラシー、ソシアリズム、ボルシェヴィズムが危険なのではない、それらを考える時、日本人として考えないから危険なのだ、とも福田はいう。福田はまたつぎのようにもいう。

「吾々は吾々の父祖の時代から今日に至るまで、国体の動揺、国体の危険など云うようなことは夢にだも思わなかつた」

「日本の国本と云うものは牢乎として動かない、二千年來の国の立つて居る所以は易らない。政治上の變化はあつたが變化は進歩である、国の因て立つ大本に至つては日本のみは少しも動かない国であつた、今も動かない、将来に於ても磐石の如く動かないものであると云うことは、外国人に対しては国として第一の自慢であり、(中略)外国人をして尊敬せしめ、外国人をして日本に対する畏敬心を起さしめる最も有力なる事と存じます。(中略)是は或人は国体の精華を外国まで發揮する、万世一系の日本の国体を世界に知らしめると云うことで以て随分久しい前から唱えて居つた所であります。否徳川時代の日本人の著述を見ますと、日本は神の国である、其他の国は斯う云うような国体を有つて居らないから、此特殊なる国を外国に知らせてやらねばならぬと云うことは、本居平田等の人々を始めとして随分之を唱えて居るのであります。之と同じようなことでもあります」⁽⁵⁾

福田はデモクラットではあつたが、かれの思想の根底には、黎明会大綱に明記された撲滅対象の頑冥思想に通ずるものがあつた。君主国、君主国民、国体の精華、万世一系の日本の国体、日本は神の国等々の語彙は黎明会員中、福田が群を抜いて多用した。福田はこれらの語彙を頑冥派の攻撃を避ける具として使用した。効果はたしかにあつた。デモクラシーは国体に反するから反対であるという立場から、吉野の民本主義には反対するが、福田のデ

モクラシー論は許容できるとする反対派があらわれた。⁽⁶⁾しかしながら、福田の用いた語彙は、避雷針用に使用されただけではない。それらは福田の固有の思想から発するかれ自身のものでもあった。

福田は、自分が吉野とは意見が違うところが非常にあるが、三瀧信三、上杉慎吉と合致する点は、吉野と合う点より多いと思う、ことに上杉が曲学阿世といわれながら断々乎として所説を主張する勇氣に大に敬服していることを認めた。三瀧は政治上社会上の意見において保守的で、社会主義その他危激の思想は絶対にこれを容認しない⁽⁷⁾。独逸法学者であった。黎明会が活動していた当時の上杉は、君主主義論者、国家主義論者、反社会主義論者、反デモクラシー論者の雄であり、その方面の学生運動を指導していた。三瀧、上杉と思想においても、意気においても合致すると自認する福田は黎明会のリーダーであった。黎明会が激烈に旧思想に攻撃を加えることがありえなかったことは、この一点からだけでも理解されよう。いつの時代でも、改革者の思想は、古い時代に根を半分おろしている。したがって、いつの時代でも多くの改革は漸進的である。黎明会もまた漸進的思想団体であった。

- (1) 福田徳三「國本は動かす」(前掲『黎明講演集』第一卷第一輯 七二頁)。
- (2) 福田徳三「虚偽のデモクラシーより真正のデモクラシーへ」(『黎明講演集』第一卷第五輯 大正八年七月一日発行 一〇二頁)。
- (3) 福田は「社会民主主義」と「ボルシェウキズム」と「過激主義」を同一のものと理解し、「是は社会主義の最も純粹なる形、時世に最も迎合しない阿らない主義を有の儘に端的に出した形」(前掲「國本は動かす」前掲書八七頁)であるとした。
- (4) 前掲「國本は動かす」(前掲 八〇頁)。
- (5) 右同(右同書 八五頁)。
- (6) 前掲福田徳三「如何に改造するか」の「附言」。
- (7) 右同。
- (8) 松本蒸治「三瀧君を憶う」(『法学志林』第三九卷第五号 昭和二年六月一日 二六頁)。